

平成21年度計画

平成21年度計画に対する取組状況

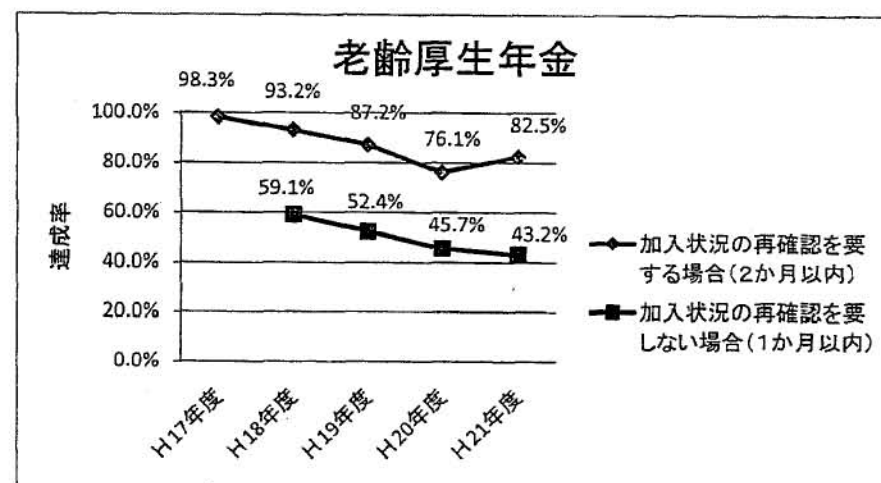
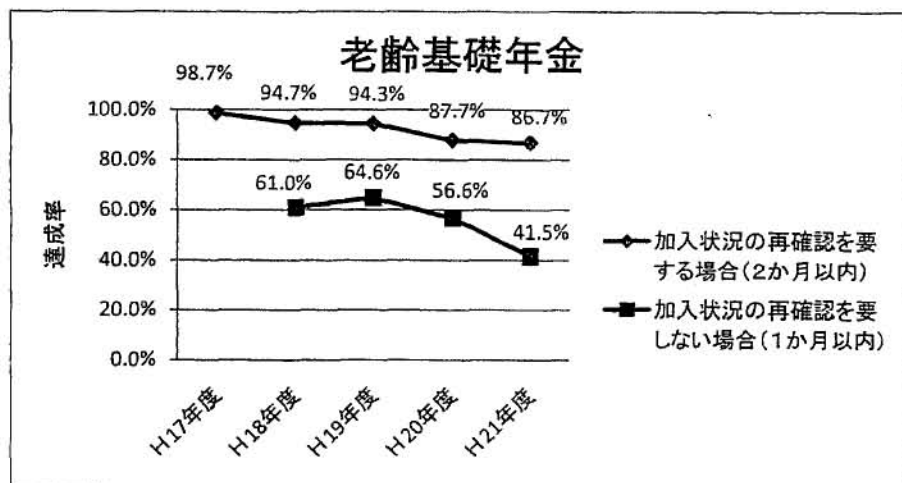
○特に、障害厚生年金については、お客様からの問い合わせ等に対応する専用電話を設置するとともに、サービススタンダード達成率の改善に向けて、平成22年4月から障害認定事務を担当する職員を56人から97人に大幅に増員することとするなど審査体制強化の準備を進めました。

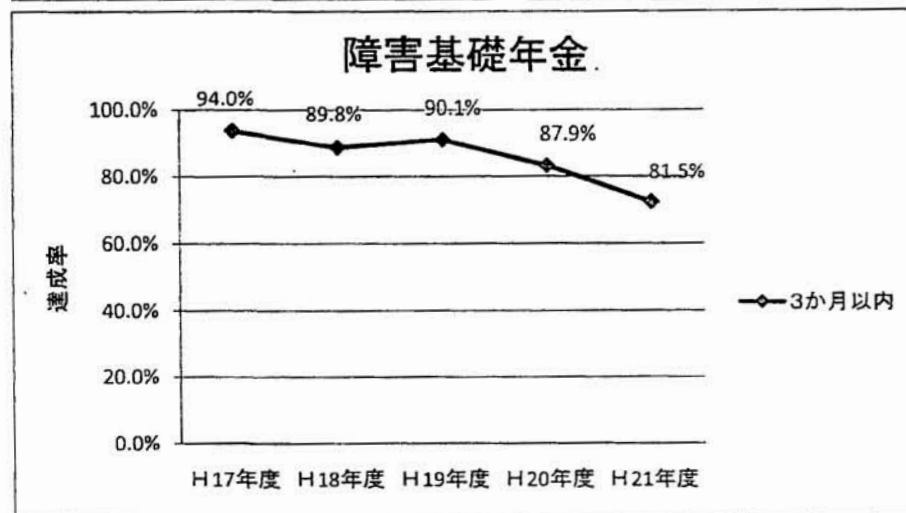
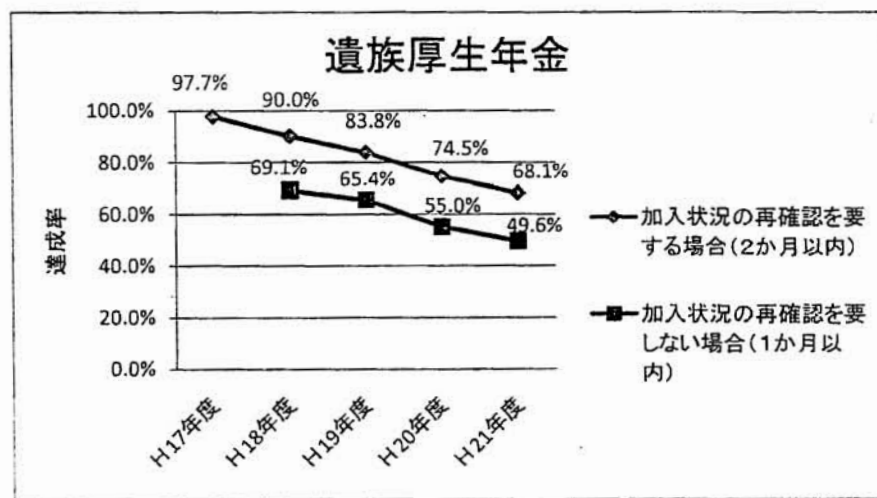
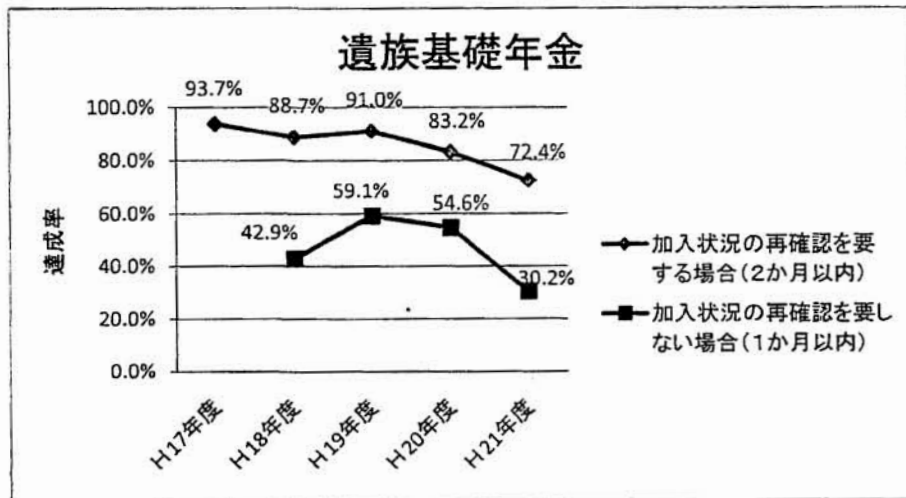
給付種別	決定件数	平均所要日数		達成率	
		加入状況の再確認を要する	加入状況の再確認を要しない	加入状況の再確認を要する	加入状況の再確認を要しない
老齢基礎年金	134,754件	45.6日	40.4日	86.7%	41.5%
老齢厚生年金	1,873,697件	48.4日	39.9日	82.5%	43.2%
遺族基礎年金	3,597件	56.6日	48.7日	72.4%	30.2%
遺族厚生年金	273,250件	60.2日	39.7日	68.1%	49.6%
障害基礎年金	63,845件		72.5日		81.5%
障害厚生年金	27,909件		158.1日		10.0%

【別表11：サービススタンダード年次推移】

サービススタンダード推移

年度	老齢基礎のみ		老齢基礎・老齢厚生		遺族基礎のみ		遺族基礎・遺族厚生		障害基礎	障害厚生
	加入状況の再確認を要する場合(2か月以内)	加入状況の再確認を要しない場合(1か月以内)	加入状況の再確認を要する場合(2か月以内)	加入状況の再確認を要しない場合(1か月以内)	加入状況の再確認を要する場合(2か月以内)	加入状況の再確認を要しない場合(1か月以内)	加入状況の再確認を要する場合(2か月以内)	加入状況の再確認を要しない場合(1か月以内)	3か月以内	3か月半以内
H17年度	98.7%		98.3%		93.7%		97.7%		94.0%	73.5%
H18年度	94.7%	61.0%	93.2%	59.1%	88.7%	42.9%	90.0%	69.1%	89.8%	75.7%
H19年度	94.3%	64.6%	87.2%	52.4%	91.0%	59.1%	83.8%	65.4%	90.1%	72.4%
H20年度	87.7%	56.6%	76.1%	45.7%	83.2%	54.6%	74.5%	55.0%	87.9%	31.0%
H21年度	86.7%	41.5%	82.5%	43.2%	72.4%	30.2%	68.1%	49.6%	81.5%	10.0%





平成21年度計画	平成21年度計画に対する取組状況
<p>② 適正な届出の周知</p> <p>新規裁定者全員に対するパンフレットの送付や60歳を超える就労者が多い事業所に対する適正な届出の指導等を行う。</p>	<p>○新規年金決定者に対しては、年金証書を送付する際に年金の種別に応じて新規年金決定者用のパンフレット（「年金を受給される皆様へ」）を同封しています。このパンフレットの中で、老齢厚生年金受給者が就職した場合は、働き方によっては厚生年金保険に加入する必要があること、加入した際は年金額と給与及び賞与の額に応じて老齢厚生年金の一部又は全部の支払いが停止される場合があること等について説明しています。</p>
<p>③ 正確な支給</p> <p>年金給付の支給の誤りを防止するため、以下の措置を講じる。</p> <p>ア 年金給付に関する業務処理マニュアルの徹底を図り、必要に応じて研修等を行う。</p> <p>イ 年金給付に関する事務処理誤りについて、組織内の情報伝達ルートを整備し、情報共有を徹底する。</p>	<p>○「国民年金・厚生年金保険年金給付業務処理マニュアル」を平成22年1月に制定・施行し、マニュアルに基づく業務処理の適正化に努めました。</p> <p>○事件・事故や事務処理誤りが発生した場合の対応に関して必要な事項を定めた「事件・事故・事務処理誤り対応要領」を平成22年1月に制定し、同要領の中で、以下のような情報伝達ルールを定めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所等の各部署から2日以内に本部品質管理部に第1報を報告（窓口の一本化） ・本部品質管理部は、事案の内容に応じ、リスク・コンプライアンス部その他の本部内の関係部に情報を伝達 <p>○同要領に基づき、本部（品質管理部）において、各部署から事案の報告を受けるとともに本部内の関係部と連携しながら、必要に応じて年金事務所等への対応、調査、再発防止等の対応を行いました。</p> <p>（参考）平成22年3月末までに同要領に基づき報告（第1報）を受けた件数 455件</p>

平成21年度計画

平成21年度計画に対する取組状況

④ 申請忘れ、申請漏れを防ぐ取組

受給者の申請忘れ、申請漏れを防止するため、年金支給年齢（60歳又は65歳）に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等が記載されている年金請求書（ターンアラウンド方式）を本人宛に送付する等の取組を進める。

○老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給資格を満たしている方については、年金加入記録等をあらかじめ記載したターンアラウンド方式の年金請求書を、60歳または65歳到達の3か月前に送付しています。

また、60歳以後に受給権が発生する方には、「老齢年金のお知らせ」を、受給資格が確認できない方には、「年金加入期間の確認について（ご案内）」を、それぞれ60歳到達の3か月前に送付しています。

（平成21年度における送付件数）

・年金請求書（ターンアラウンド用）	1,747,990件（368,801件）
・老齢年金のお知らせ（はがき）	260,109件（52,289件）
・年金加入期間の確認について（ご案内）（はがき）	231,464件（47,038件）

（注）（ ）内は、機構設立後（1～3月の数値）

○旧社会保険庁において、平成21年12月18日から24日にかけて、社会保険オンラインシステム上の記録では25年の受給資格期間を満たさない方（約50万件）に対して、合算対象期間（カラ期間）（※15）の有無などについての注意喚起を行い、併せて任意加入制度の周知を図るためのお知らせ（「年金加入期間に関するお知らせ」）を送付しました。

この「お知らせ」の送付対象者については、機構設立後において、年金相談や年金の決定の状況についてフォローアップを行っており、10,039人の方について年金の決定が行われるなどその状況は次のとおりとなっています。

＜用語解説＞

（※15）年金額には反映されませんが、「年金を受け取るために必要な期間（25年）」に算入することとされている期間のこと。例えば、昭和61年3月までの間で専業主婦であった期間や、海外に在住していた期間のことを言います。

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

事 項	件数 (人、件)	備 考
「お知らせ」送付対象者	499,399 人	うち、不着件数、約 3 万件
ナビダイヤルに照会のあった件数	2,020 件	
年金事務所等への相談来訪者数	4,350 人	
年金の決定が行われた方	10,039 人	平成 21 年 12 月 21 日以降に年金請求書を提出された方の状況

【別表 12：年金加入期間確認のための「お知らせ」ハガキ (見本)】

年金加入期間確認のための「お知らせ」ハガキ (見本)

表面

料金後納郵便



親展

あなた様の年金の加入期間に関するお知らせ
— ぜひお読みください! —

差出人

社会保険庁 社会保険業務センター

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
(※宛先不明の場合は上記にご返送ください。)

【お問い合わせ先】

裏面の『専用ダイヤル』またはお近くの社会保険事務所や年金相談センターにお問い合わせください。

← ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。
なお、水に濡れている時は、よく乾かしてからおはがしてください。 →

この通知をお読みいただくことで、年金の受給が可能となる場合がございますので、ぜひご確認ください。

あなた様は、右の表の年金加入期間だけでは「年金を受け取るために必要な期間」(原則300か月=25年)を満たしていません。

しかし、次の(1)、(2)のご確認により加入期間の間違いや合算対象期間(カラ期間)などがある方や、次の(3)、(4)の任意加入制度に加入された方は、年金を受給できる場合がございます。

ご確認ください、お気づきの点などがありましたら、裏面の『専用ダイヤル』にお問い合わせいただくか、お近くの社会保険事務所や年金相談センターにご相談ください。

(1) まず、右の表の①～⑨で、それぞれの加入期間が間違いないかどうか、ご確認ください。

(※共済組合等の加入期間については、加入していた各共済組合等にご確認ください。)

(2) 同時に、次のような合算対象期間(カラ期間)などがないかどうか、ご確認ください。〈詳細は裏面に〉

- (例1) 専業主婦で、国民年金の任意加入の期間は?
- (例2) 海外に在住した期間がある?
- (例3) 平成3年3月までに、学生であった期間は?

(3) 60歳から70歳までは、国民年金に任意加入できますので「原則300か月=25年」の「年金を受け取るために必要な加入期間」を満たす場合があります。

(4) 70歳まで保険料を納めても、まだ加入期間が「原則300か月=25年」に不足する方は、「70歳以上でも、勤めに出て厚生年金に入る」という方法があります。

あなた様の年金加入期間 下の表のとおりです。(社会保険庁の把握分)

基礎年金番号

平成 年 月 日現在の年金加入期間です。

「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」等であなた様からご照会いただいた内容で、そのご返事ができていないご照会内容は、今回お知らせした年金加入期間には含まれておりませんので、ご丁承ください。

①厚生年金保険加入期間		か月
②船員保険加入期間		か月
③国民年金加入期間のうち納付済月数		か月
④ "	全額免除月数	か月
⑤ "	4分の3免除月数	か月
⑥ "	半額免除月数	か月
⑦ "	4分の1免除月数	か月
⑧ "	学生納付特例月数	か月
⑨共済組合等加入月数(注)		か月
年金加入期間合計		か月

年金を受給するためには、この期間に合算対象期間(カラ期間)などを加え、原則300か月(25年)以上が必要です。

※生まれ年などによっては、その必要な期間が短くなります。
※厚生年金保険及び共済組合等の加入期間の合計が240か月(20年)以上の場合も、年金が受給できます。

(注)公務員や私学教職員の場合は、平成8年以前に退職した共済組合等の加入期間は表示されない場合があります。共済組合等加入期間と他制度の加入期間が重複している場合は、それぞれの加入月数を表示しています。